



## 第15条

【公務員の選定罷免権，公務員の本質，普通選挙の保障，秘密投票の保障】

## 在外邦人選挙権制限

【訴訟】1996年の衆議院議員選挙の際，海外に居住していた日本人が，選挙権を行使できないのは違憲・違法だとして，慰謝料を求めた訴訟。

【判決】2005年，在外邦人の選挙権について，国会が正当な理由なく選挙権の行使を制限したとして国家賠償請求を認めた。この判例は，選挙人の資格を定めた憲法44条とも関連する。

## 成年被後見人の選挙権制限

【訴訟】原告はダウン症で知的障がいがあり，2007年に後見開始の審判を受けて，成年被後見人となった。そのため，公職選挙法11条1項①により選挙権を失った。そこで，同規定は，選挙権の保障を定めた憲法15条に違反し無効であるとして，国に対して，原告が衆院・参院の議員選挙で投票できる地位にあることの確認を求めた。

【判決】東京地裁は，選挙権は「やむを得ない」と認められる事由がない限り制限できず，後見人が必要かどうかは「財産管理の能力」で判断され，「選挙権行使の能力」とは異なる。そのため，成年被後見人は選挙権を有しないとした公職選挙法11条1項①は，憲法に違反し無効とした。この判例は，選挙人の資格を定めた憲法44条，法の下での平等を定めた憲法14条とも関連する。



## 第17条

【国及び公共団体の賠償責任】

## 郵便法損害賠償免除規定訴訟

【訴訟】1998年当時，郵便事業は郵政事業庁による国営であったが，当時の郵便法では，書留郵便物や特別送達郵便物について，郵便業務従業者の故意または重大な過失によって損害が生じた場合でも，国の賠償責任を免除する規定があった。この規定により，大きな損害の賠償を受けられなかった不動産会社が，郵便法は国家賠償請求権を保障した憲法17条に違反するとして国に提訴した。

【判決】最高裁は2002年に，郵便業務従事者の故意または過失による不法行為までを免責するなどしている規定に合理性が認められない。郵便法の一部は憲法17条が立法府に与えた裁量の範囲を逸脱するものであるとして，郵便法の規定について違憲判決が下され，同年郵便法が改正された。

## 薬害肝炎訴訟

【訴訟】止血剤として用いられた血液製剤から肝炎に感染した人たちが，国と製薬会社3社を相手どり，損害賠償を求め，全国で合わせて5つの裁判所に提訴した。

【判決】感染の危険性のある血液製剤を製造・販売した製薬会社のみならず，製造承認を与えた国の責任を認める判決も出た。2008年，国会で薬害肝炎救済特別措置法が成立し，原告団と政府の間で合意が結ばれた。

## ハンセン病国家賠償訴訟

【訴訟】ハンセン病の元患者やその家族が，らい予防法などによる隔離政策で人権を侵害されたと訴えた訴訟。

【判決】2001年，熊本地裁は1960年以降の隔離規定については憲法13条違反として賠償を命じた。政府は控訴を断念して謝罪を行い，衆参両院の謝罪決議も出された。